

日本国憲法の政治思想史的意義・試論

岩 本 勲

The Real Worth of The Constitution of Japan from the Viewpoint of a History
of Political Thoughts

Isao IWAMOTO

Abstract

The Constitution of Japan was enacted in 1947 and it has never been revised. The Liberal-Democratic Party has wanted to revise the article 9 which prohibits Japanese state from arming, but the conservative party has never succeeded in it. Because, it requires a majority vote of two thirds of diet members and of a majority of the referendum in order to revise The Constitution of Japan. Recently the political situation is changing. More than two thirds of diet members agree to revise of articles of The Constitution.

Though the draft of The Constitution of Japan was planed by GHQ, it succeeds to the liberal and democratic doctrines of 17-18 centuries developing in Europe. The Constitution guarantees the national sovereignty and fundamental human rights, and orders Japanese Government to abandon wars. The Constitution of Japan is one of the ideal constitutions in the twentieth century.

Japanese people should study such a historical background of The Constitution in order to appreciate it. If this essay is able to help understanding of the real worth of The Constitution, my tiny purpose may be attained.

Key words

The Constitution of Japan, the article 9, liberal and democratic doctrines, National sovereignty, fundamental human rights

日本国憲法, 第9条, 自由主義的・民主主義的原理, 国民主権, 基本人権

平成17年2月28日
大阪産業大学 教養部

序

日本国憲法の改正問題が2005年、いよいよ本格的な政治的課題として登場してきた。1950年代初期より、鳩山一郎らが改憲を政治争点として掲げて以来約50年、改憲問題はいよいよ大詰めの段階を迎えた¹⁾。衆参両院の憲法調査会が今年、5年間の審議の結果について報告書を作成する予定であり、自民党も挙党体制で改憲草案作りに入った。一方、与党公明党は加憲論を、野党民主党は創憲論を唱えて、その中身はニュアンスの違いこそあれ、大筋では自民党の主張と大同小異であり、自民党の改憲動向に歩調を揃えている。共産党と社会民主党は護憲論を主張しているが、国会では少数派である。2003年総選挙直後の衆議院議員の意識調査によれば、自民党が改憲賛成88%、民主党62%で改憲派議員は与野党を併せて衆議院議員の3分の2を超した（「朝日新聞」2003.11.11）。一方、有権者の世論調査では改憲論53%、改憲不必要論35%で（「朝日新聞」2004.5.1），ここでも改憲が多数を占めるに至った。ただし、改憲問題の要である憲法第9条に関しては、同じ世論調査で改憲賛成31%，非改憲60%で第9条維持が多数を占めている。もとより、自民・公明・民主の主張が同工異曲であるにしても、いざ改憲となるとこれらの政党間で思惑に応じて多少の対立は免れがたく、一方、有権者の見解はかなり可動的であり、今後の政治情勢によっては、自民党の改憲論が何の波乱もなく有権者の多数派を占めるわけでもない。

憲法を改正すべきか否かは、日本国家と日本国民が今後、いかなる外交軍事政策を採るべきなのか、国民はいかなる権利を保障さされるべきなのか等、国政の根本に関わる最大の政治問題である。しかも、改憲か否かを最終的に決定するのは国民投票であり、それは有権者の一人一人の見解が、直接に国政を左右する唯一の機会である。衆議院選挙の場合は、通常は衆院で多数派議員を獲得した政党が政府を形成するが、政府が民意に逆らえば、次の選挙でそれを交代させる可能性は残されている。しかし、国民投票で一旦改憲が決定された場合、容易にはやり直しがきかないのでもある。したがって、行われるかも知れない国民投票への参加に備え、現在の有権者のみならず、近い将来に有権者となるべき学生諸君も憲法問題について明確な考えを持つことは、極めて重要となっている。

憲法の持つ法律的意味や条文の解釈を直接の研究対象とするのは、いうまでもなく憲法学である。それと同時に、別の視点からする憲法論も可能である。日本国憲法の骨格となる諸理論が主として17世紀以降のヨーロッパ政治思想の土壌の上に形成された以上、しかも、これらの近代的思想が、その自生的発展を阻まれた日本に突如としてGHQによって持ち込まれ、まるで中世的・古代的な思想の権化ごとき大日本帝国憲法に、木に竹を接ぐかのような日本国憲法草案が提示された以上、日本国憲法の本質とその意義を知るためにには、その背景

となるヨーロッパ政治思想研究の見地からする日本国憲法の検討が必要である。このことによって、実は日本国憲法に体現されている、歴史的・国際的に形成されてきたな普遍的な政治的意味を知ることができる。このことは、日本国憲法が前文において國民主權と議会制民主主義が「人類普遍の原理」であることを謳い、また「この憲法が国民に保障する基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民にたいして、侵すことのできない永久の権利として保障される」（第97条）と明記していることによっても示されている。なるほど、日本国憲法の基礎となるマッカーサー草案はGHQ民政局内で秘密裏に急遽仕上げられたものではあったが²⁾、それは無から生まれたものではなかった。憲法草案を起草したGHQのニューディーラーを多く含む法務将校たちの思想を支配していたのは、アメリカ憲法やヨーロッパ政治思想の伝統だったのである。

自民党が日本国憲法の普遍性に対置して、日本民族固有だと称する「国柄」（自民党憲法改正プロジェクトチーム「論点整理（案）」、平成16年）を強調し、また、最近少し下火になったとはいえ、なお「押し付け憲法論」を主張し、日本国憲法の持つ普遍性とその近代政治的意義を否定するかぎり、以上のような日本国憲法の持つ普遍性を改めて認識しなければならないのである。もとより、各国憲法が、その国独自の個性を持つものでなければならないことは当然ではあるが、同時に、個別性と特殊性の中に普遍性が必ず体现されなければならず、単に固別性と特殊性を主張するだけでは独善性に過ぎないのである。

一方、議会制民主主義と基本的人権の思想と制度も歴史的産物である以上、日本国憲法が人類普遍の原理と宣言しているにもかかわらず、それには歴史的限界があることも、われわれは知らねばならない。

本稿は、学生や研究者以外の読者も想定し、研究者の間では周知の事実ではあっても、一般的には必ずしもそのようには言えない問題にも言及するため、いささか冗長で解説調にならざるを得なかった。ご寛恕願いたい。

1. 憲法とは何か

憲法とは、ある歴史の一時点での階級関係に基づいて勝利した階級が、自らの権利を基本法という形で表現したものである。歴史上、記念碑的な憲法は、言うまでもなく、「フランス人権宣言」である。これは封建階級に勝利したブルジョアジーの勝利宣言であった。勝利した階級は、それが幾多の血と汗で買った政治的獲得物である限り、その成果を憲法という形に定着させ、これを容易には変えがたい権利として維持しようとする。このことは憲法誕生の歴史的推移を見れば、容易に理解しうる。近代憲法の源流のひとつであるイギリスの「権

利章典」(Bill of Rights, 1689年)は自然権論とは異なって君主と臣下との封建契約という形式をとってはいるが、それはイギリス第二革命に勝利したブルジョアジーたちが、共同君主オレンジ公ウイリアムとメアリにその遵守を要求した諸権利のカタログであった。フランス革命の場合も、「フランス人権宣言」は勝利したブルジョアジーがルイ16世にその遵守を求めた権利のカタログであった。したがって、憲法はまずは君主権力を制限する政治的文書として登場した。その中身は、権利宣言と議会を中心とする国家機構の二つの部分からなるのが通常となった。

君主制を廃した共和国憲法もまた、勝利した階級の勝利宣言であると同時に、政治権力を託した被支配者たちに対する政治的契約である。勝利者は契約範囲内で政治権力を行使することを被支配者に約することによって、被支配者に統治の同意を得、勝利者がその権力の政治的正当性を得ることができるのである。ルソーがいみじくも指摘したように、権力は武力によってのみ維持されず、統治者が自らの権力を権利と称し、被治者が服従を義務と考えるようになって初めてその権力は維持されうるのである³⁾。だから、憲法は常に権力にとっては、その権力行使を正当化するための規範として存在しなければならないのである。

19世紀半ば以降、憲法がしばしば支配階級にとって、規範というよりもむしろ桎梏と化すことが多くなった。なぜなら、勝利したブルジョアジーに対抗して、プロレタリアートが政治的に台頭し、今度はプロレタリアートが、ブルジョアジーがかつて封建階級と戦うために鍛え上げた理論的武器をブルジョアジーとの闘争の武器として使用し始めたからである⁴⁾。フランスでもイギリスでも、自由と平等の旗印はブルジョアジーの手からプロレタリアートの手に移り、ブルジョアジーの統治機関であったはずの議会はそれを通じてプロレタリアートが自らの権利を主張する演壇に変化し始めた。だから、ブルジョアジーにとっては、自由も平等もまた議会も厭わしいものにならざるを得ず、権利を切り縮め、権力を議会から、プロレタリアートの手には届かない行政部に移行させ始めたのである。

2. 押し付け憲法論

押し付け憲法論はかつて、憲法改正論の主要な論拠の一角を占めていたが、第9条改正論が1991年湾岸戦争以降、「国際貢献論」を軸に展開され始めて以来、押し付け憲法論は、改憲論の主な論拠からは後退したかに見える。とはいえ、それが未だ有力な改憲論の論拠の一つであることにはかわりはない。マッカーサーが民主的な憲法草案を幣原政府に提示した当時、日本政府にとっては、それは文字通り押し付けられたものである。政府任命の松本委員会の憲法改正案がせいぜい、大日本帝国憲法のテニオハを変えただけの、実質的には何も変えない大日本帝国憲法そのものであったからである。

日本国憲法が成立した当時の内外の政治情勢と国内の階級関係から、この問題を検討したとき、押し付け憲法論の本質が明確となる。まず、日本帝国主義が、あるいは天皇制絶対主義がファシズム対反ファシズムという第二次世界大戦に敗北したという事実から目を逸らしてはならず、敗戦を終戦と言い換え、一億総懺悔というごまかしから決別することから出発しなければならない。第二に、日米戦争に限って言えば、それは中国支配をめぐる二つの帝国間の帝国主義戦争であった。したがって、アメリカは、帝国主義的利害の優位において、帝国主義ライヴァルとしての日本を民主化することによって日本帝国主義を弱体化させようとした。これは、戦争直後にかぎっていえば、ファシズム撲滅という世界史的な反ファシズムの利害と客観的には合致していた。だが、第三に、日米の支配階級は、ポツダム宣言受諾を巡って既に暗黙の階級同盟を結んでおり、日本の労働者階級とソ連を共通の敵とした。GHQが1947年の2.1ゼネストを弾圧し、1950年に再軍備を命じたことは、このことの端的な表明であった。一方、日本の労働者と農民は反ファシズムの勝利を歓迎したが、アメリカ帝国主義の利害と反ファシズムの国際的利害とを同一視する誤りも犯した。その典型例が「アメリカ解放軍」規定であった。以上のごとき諸関係を理解した上で、日本国憲法成立の過程を瞥見するなら、次のようにいえる。

日本政府が日本の民主化を求めるポツダム宣言を受諾した段階で、憲法改正は不可避であった。したがって、政府内外でさまざまな憲法案が立案された⁵⁾。幣原内閣の正式の憲法改正案がいわゆる松本試案であった。だが、それは上述のごとく、大日本帝国憲法と本質的にいささかも変わらないものであった。松本委員会試案が1946年2月1日、「毎日新聞」によってスクープされるや、日本の世論は一斉にこれを厳しく批判した。GHQもあまりにアナクロニズムに過ぎた松本試案では、国際的にも国内的にもこれを成立させ得ないと判断せざるをえなかった。すでに、日本統治に関して、憲法改正問題を含めて最高権限を持つ極東委員会が発足する期日は2月26日と定まっている。極東委員会にはソ連が参加するので、松本試案では到底、極東委員会の承認を得ることができないことは明白であった。したがって、憲法問題についてのソ連の容喙を排除し、GHQの日本占領のイニシアティヴを貫徹するためには、2月26日までに、日本国政府が自発的に憲法草案を準備したという形式で、マッカーサーの憲法草案を日本政府に受諾させなければならなかつた。これが9日間というおよそ世界史上にも稀な短期間で、秘密裏にマッカーサー憲法草案が立案された事情である。

これらの意味で、日本国憲法は、世界の反ファシズム勢力と日本国民が、マッカーサー草案という形で、当時の支配階級に押し付けたものであった。

一方、押し付け憲法の論法に従うならば、大日本帝国憲法もまた、押し付け憲法であった。自由民権運動の高揚と政府高官のスキャンダルに起因する明治14年の政変に際し、明治政府

は危機回避のため、明治23年をもって議会開催を約したが、この間、伊藤博文を中心に絶対君主国プロイセンの憲法学をモデルに国民には全くの秘密裏に大日本帝国憲法を枢密院で準備し、これを突如として制定したのである。この憲法は国民投票も議会での討議も全く経ぬ欽定憲法であり、大日本帝国憲法は、天皇制絶対主義政府が国民に押し付けた憲法であった。

大日本帝国憲法は、本質的には天皇制絶対主義を正当化するものであったが、同時にそれが自由民権運動に半ば強制されて成立したものであり、かつまた条約改正に備えて近代的な法整備を迫られた結果、形式的には立憲主義の体裁をとらなければならなかった。後に美濃部達吉がこの形式に注目して、天皇機關説を唱え、大日本帝国憲法の自由主義的解釈に道を開くことができた秘密はここにある。

押し付け憲法論者が大日本帝国憲法に言及しないことはさておくとしても、日本国憲法を押しつけ憲法として弾劾するのであれば、マッカーサー草案を受諾した幣原内閣、それを審議した吉田自由党内閣、これらの保守党内閣がマッカーサー草案を断固として拒否しなかった「政治的無責任」と「無節操」こそを弾劾すべきである。弾劾すべき対象をすり替えてはならない。もし、占領下でそのような可能性がなかったと言い訳するならば、政権を社会党に譲り、その歴史的責任を回避すべきであった、との反批判は免れないであろう。

3. 大日本帝国憲法の残影

日本国憲法は、革命によって成立した憲法ではない。敗戦によって支配階級内部に権力移動が生じ、つまり、絶対主義権力がブルジョアジーの権力に代わり、日本の国家権力の性格が変化した。日本国憲法はその結果とし生まれた憲法であるがゆえに、大日本帝国憲法と日本国憲法の間には、断絶性と連続性が同居させられている。

連続性についていえば、日本国憲法は大日本帝国憲法第73条の改正手続きに従い、天皇が裁可した憲法として、形式的・法的連続性が保障された。日本国憲法の章立てもほぼ大日本帝国憲法に倣っている。両者を比較すると、次のようになる(日本国憲法—大日本帝国憲法)。前文—上諭、天皇一天皇、戦争の放棄—なし、国民の権利及び義務—臣民権利義務、国会—帝国議会、内閣—国務大臣及び枢密顧問、司法—司法、財政—会計、地方自治—なし、改正一章立てはなし、最高法規—なし。もとより、憲法の規定内容においては、両者は根本的に異なるものとなっているけれども、なお、日本国憲法は国事行為の範囲内にその権能を限定された象徴天皇制という形ではあれ、天皇制を残すことによって、日本の国家体制は、限りなく共和制に近いが、しかし、共和制ではなく立憲君主制にとどまった。

4. 国民主権

いうまでもなく、大日本帝国憲法と日本国憲法の根本的差異は、天皇主権から国民主権に転換した点にある。マッカーサー草案にあった、主権（sovereign power）について、吉田政府はこれを国民の至上権（supreme power）と修正し、国民主権の概念を極力薄めようとし、結局これには失敗した。とはいえ、日本国憲法の主権規定は、前文の中の一匁として、および第1条の象徴天皇制を理由付ける原理としてのみ存在しており、独立の条項としては規定されなかった。第二次大戦後、王政を廃止したイタリアで制定された憲法は、その第1条で「イタリアは、労働に基盤を置く民主共和国である。主権は人民に属す」規定した（宮沢俊義編、[1960]、『世界憲法集』、岩波文庫、p.90）。ここには、立憲君主国と民主共和国との根本的差異が浮き彫りにされている。

主権概念そのものは、ジャン・ボダン（J. Bodin）に始まる。彼は16世紀末のフランス宗教戦争に際して、地上の平和を実現するためには、ローマ教皇から独立し、全国に割拠する貴族たちにも優越する「最高にして永遠の地上の権力」⁶⁾を創出しなければならない、と說いた。この権力は歴史上、絶対主義王権として登場した。主権論をさらに、勃興期資本主義の原始蓄積を上から強行する絶対的権力としてこれを近代的に理論化したのが、霍布ズ（T. Hobbes）であった。これらの主権者はいうまでもなく、国王かクロムウェルのような独裁者かのいずれかであった。

ルソー（J. J. Rousseau）は、この主権論を180度回転させ、人民主権概念（souveraineté du peuple）を提唱した。これは、ルソールの社会契約論に基づき、人民自身が立法を行うという直接民主主義を体現している。同時にこれは、人民独裁論でもある。人民のみが、一般意思（volonté générale）に導かれて、他の一切の勢力の掣肘を受けることなく、またあらゆる人定法・自然法に優越して立法を行わねばならないからである⁷⁾。この概念のモデルを供したのはアテナイ民主主義であり、ルソーの故郷のスイスの州民集会（Landsgemeinde）の制度であった。フランス革命期、ジャコバン政府が可能な限りこのルソー的な主権概念を生かそうとしてジャコバン憲法を制定したが（1793年）、この憲法は実施されることなく終わった。歴史上、現実化し定着したのはアベ・シエイエス（A. Sieyès）流の国民主権論であった。彼は、実在しない国民の意思を、選挙民から相対的に独立した議会議員の意思に代行させ、国民の名において、議会が権力を行使しうる原理、つまり国民主権（souveraineté de la nation）の原理を唱えた⁸⁾。このような、人民主権概念と国民主権概念の峻別を明確な論理で日本に導入したのは、フランス憲法学研究の成果に基づく杉原泰雄『国民主権の研究』であり、それまで、日本の主流を占めたドイツ憲法学にはなかった新しい視点であった。

イギリスにおいても、フランス大革命を「豚のような大衆」の専制と断じたエドモンド・バーク (E. Burke) が、シェイエスと同様の論理に基づいて議会主権を展開している⁹⁾。彼によれば、議員たるものは一旦選出された場合、考慮すべきは選挙区の有権者の意思でも、「時代の民衆の向背」でもなく、神からの信託に基づく良心であり、これらの議員が構成する議会こそが全国民の利害を代表する、と主張した。したがって、国民主権論は容易に議会主権論に移行しうるし、現に行われている国民主権の原理に基づいて実施されている議会制民主主義においても、議会を支配している意思は、選挙民の意思というよりは、それとは著しく乖離した、支配階級の意思であることは、もはや論証も必要のないほどの自明の事実となっている。

日本国憲法に規定される国民主権とは、シェイエス流の、人民主権を換骨脱胎した国民主権ではある。もとより、天皇主権と対比した場合、国民主権原理の導入は、日本政治の根本的な転換を可能にし得る原理であった。

5. 社会契約論

日本国憲法が国民主権を採用した以上、権力の構成原理は、王権神授説ではなく社会契約論となる。つまり、国家は神や天皇が作ったのではなく、個々人が約束に基づいて形成したものである、という論理である。ところで、社会契約論も種々存在する。ホップズの社会契約論では独裁者の誕生を結果し、ルソーのそれでは支配階級にとっては都合が悪い。ルソーの『社会契約論』では、中江兆民が『民約論』と見事に訳したごとく、人民が主人公となるからである。

マッカーサー草案が採用した社会契約論は、アメリカ法学の伝統を形成している、ジョン・ロック (J. Locke) の原理であった。ロックの言葉そのものが、憲法の文言に表現されている。前文において「国政は国民の厳肅な信託による」と、また第97条においても、基本的人権を「永久の権利として信託されたもの」と定められ、ロック理論を特徴付ける信託(trust)論が、展開されている。

ロックの理論は、戦後の日本国民にあっては極めて新鮮な政治思想であった。多くの政治学研究者がロック研究にうちこみ、ロック思想の中に自らの理想像を読み込んだ。戦前、日本国民は箸の上げ下ろしにまで強権的に干渉した天皇制絶対主義に抑圧されてきたため、政府は人民の所有 Property(財産 Estates, 生命 lives, 自由 Liberties)に干渉してはならない、国民は政府が人民の意志に反した場合は、人民は天 (Heaven) に訴え信託を取り消すという抵抗権行使しうる、等々を説くロックに深い共感が寄せられたことは無理からぬことであった。

ロックは死後約450年後に、アジアの東の果ての国民の思いもかけぬ賛辞に驚いたに違いない。ロックは、オランダ軍の力を借りてイギリス第二革命（1688年）に勝利したブルジョアジーの政治的弁護をしただけに過ぎないのに、自らが意図したこと以上に深読みされた、との感に戸惑ったかもしれないである。

ロックは、イギリス第一革命で彼の父が議会派に属して戦っていたにもかかわらず、彼は革命には批判的でクロムウェル独裁には反対し、王政復古を歓迎した。しかし、復古王政が再び圧制的となるや、ロバート・フィルマーの王権神授説を批判し、新たなブルジョア権力論を構築した。ホップズがイギリス第一革命期に際して、秩序確立のために一切の権力を主権者に集中し個人には何の権利も留保させなかつたのとは対照的に、ロックは第一革命後に形成されていったブルジョア的秩序を前提とした上で、しかし今なお不安定なブルジョア的秩序を安定化させる第二革命に際し、ブルジョアジーの自由の確保を最優先の理論的課題とした。

彼はまず、労働価値説に基づきブルジョアジーの私的所有権を理論的に正当化することからその著『市民政府論』を始めている。彼の政治論の目的は、徹頭徹尾、ブルジョアジーの所有（財産、生命、自由）の確保にあった。政府設立の根本目的は市民の所有を安全ならしめることであり、よき政府の第一条件は、国内治安と国防を全うすることであり、逆に、政府はそれ以上のことをしてはならず、ブルジョアジーの私的所有権には一切干渉せぬことを至上とした。これによって、19世紀にラッサールが夜警国家と揶揄した自由主義国家論の原型が創出させられた。政府がブルジョアジーの所有を保護する限り、君主制もその大権を含めて立憲君主制の範囲内でこれを認め、政府が圧制に陥った場合、抵抗権は認めるがそれが暴力的になることには強く反対する¹⁰⁾。結局、ロックは、第一革命期に登場した戦闘的な平等主義者レヴェラーズやさらに私有財産の廃止を要求する共産主義者ディッガーズとは所有権をめぐって根本的に対立し、クロムエウェルやジェームズ2世の独裁にも反対する、典型的なブルジョア稳健派の自由主義的イデオロギーの始祖であった。このような思想こそが、天皇制絶対主義の圧制からの解放と同時に象徴天皇制＝立憲君主制を戴くブルジョア議会制国家を構築するに際して、最適だったのである。

6. 象徴天皇制

日本政府は、ポツダム宣言を受諾するに際して、「天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スル要求ヲ包含シ居ラザルコトヲ了解」するとの条件をアメリカに示し、アメリカ側からは「日本国ノ最終的ノ政府形態ハ、ポツダム宣言ニ遵ヒ日本國國民ノ自由ニ表明スル意思ニ依リ決定セラレル」という保障を得て、日本政府は最終的に降伏を決定した。このことは、日本とアメ

リカの支配者間で、暗黙の階級同盟が成立したことを意味する。日米両支配階級は社会主義革命を防止し、客観的には日本をブルジョア的秩序のもとに維持する階級同盟を結んだのである。アメリカ政府はその内部に天皇制廃止論の強い意見も抱え、連合国内にもソ連などの天皇制反対論が存在したにもかかわらず、しかし、日本統治に際しては天皇制国家機構を温存しこれを通して統治することを決定したのである。

大日本帝国憲法における天皇の権力は、理論的には王権神授説に支えられていた。明治国家の正統性は、記紀を典拠として、「國家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ」(大日本帝国憲法)と定められた。元々、記紀は壬申の乱(672年)によって権力を手にした天武天皇が自らの権力の正統性を弁証するために、諸豪族が有する帝紀および本辞を没収して作り上げた政治的文献であった(太安万侖『古事記』序文、参照)。これにしたがって、明治天皇の権力は天照大神から神武天皇に伝わり、以後「万世一系ノ天皇」が日本国を統治したとされた。

しかし、天皇制権力が蘇ったのは、明治以後のことである。古代天皇制は、武士階級が台頭し、鎌倉幕府成立以来、実質的な支配権力を失った。後鳥羽上皇による承久の変(1221年)や後醍醐天皇の建武新政(1333年)によって天皇権力の復活が図られたが、結局は失敗した。以後、天皇は位階勲等の授与者としての権威を維持する機関となった。では何故、武士階級は実質的な支配権力を持ちながらも天皇制にとって代わることをしなかったのか。それは、出自としては新興階級、もっと平たく言えば成り上がり階級であったローカルな武士階級が全国的支配の正統性を獲得するためには、古代からの伝統である天皇制の政治的権威を借用せざるを得なかったからである¹¹⁾。秀吉は天皇の總理大臣である關白太政大臣であり、家康は国防大臣である征夷大將軍であった。幕末、黒船来航以来、権力維持に自信を失った幕府が政治の舞台に天皇を呼び戻して以来、薩長討幕派は幕府に対抗しうる政治的正統性のシンボルとして、尊王主義をその旗印とした。薩長の指導者たちは天皇を「玉」と呼び、薩長と幕府のいざれがこの玉を手にするか、これを権力獲得の中心問題とした。

武力倒幕に成功した明治政府は、しかし、天皇制を国民の間に浸透させるために苦慮した。明治時代は大礼服をはじめとして、皇室の諸行事・諸制度や皇位継承関係等を有職故実を参考しながらも新たに整備し、これによって皇室の威儀を演出した。度重なる天皇の全国巡幸、天皇の肖像写真の小中学校への配布¹²⁾、教育勅語の制定、等を通じて天皇の存在を国民に知らしめた。それでも、「恐れ多くも天朝さまに刃向うから加勢せい」と触れた回った秩父騒動が生じる余地が国民の中にもあった。天皇制の権威は初等中等教育を通じて、加えて度重なる侵略戦争の戦勝によって、ようやく日本国民の中に浸透・定着していった。

天皇制は一部の民俗学者が主張するのとは異なって、その存在根拠として日本民族に固有

の天皇制信仰が存在したわけではない。なるほど、民間信仰と神道とが結合され、天皇制支持の精神的基盤とされたことはまちがいない。しかし、それは人為的に結合されたものであって、民間信仰そのものの中に天皇制信仰があったわけではない。

日本が急速に資本主義化され独占資本主義の段階に至っても、まるで古代・中世的的遺制のごとき古色蒼然たる天皇制が復活・強化されたのはなぜか。それは、日本の階級構造において、半封建的な寄生地主階級が依然として社会的・経済的勢力を持ち、ブルジョアジーの単独支配を許さなかったからである。しかも、日本の独占主義段階への突入に応じて地主階級の社会的経済的地位が低下し、相対的に独占ブルジョアジーが強化されたにもかかわらず、ブルジョアジーに対抗するプロレタリアートが急速に台頭するに及んで、ブルジョアジーはなおさら自らが単独で支配することを恐れ、ひたすら天皇制に政治的支配権を委ねたのである。だから、天皇制は、ブルジョアジーと半封建階級の均衡の上に立つ古典的な絶対主義君主であると同時に、ブルジョアジーとプロレタリアートとの均衡に立つボナパルト的君主制の比重を増しながらも、いわば二重の性格を持つ複雑な階級関係の上に立つ特異な君主制として存在した¹³⁾。

一方、日本国憲法では、天皇の地位は、「主権の存する国民の創意」に基づくものに変化した。その権限も、内閣の助言と承認に基づく国事行為（acts in matters in state）に限定され国政権能（powers related to government）は有しないものと定められた。かくして、天皇制は絶対主義天皇・ボナパルト天皇制からブルジョア天皇制に変化した。

天皇の権限は非政治的とされたが、憲法上の元首の地位については、明示的には定められなかった。しかし、内閣の助言と承認に基づくとはいえ、国事行為そのものは純粹に非政治的とはいえない。国事行為と国政権能との間に厳密な法的区別が存在するわけではないのである。元首の地位にしても、天皇は外国の大使・公使を接受するなど、外国から見れば形式的には、元首的な役割を果たしていることは間違いない。

アメリカ国内にあった根強い天皇戦犯論やソ連、オーストラリアなど連合国内に存在した同様の意見に反して、アメリカが天皇制を形を変えて存置させた理由は既に述べた。日本国内においても、共和国憲法論（高野案や日本共産党案）もあったが、それらは大勢とはならならず、社会党案ですら、主権を天皇を含む国民共同体にありとして、天皇制の存続を主張していた。

日本国憲法が、主として人民の力によって勝ち取られたものではなく、国際的な反ファシズムの力によってもたらされた、という政治的歴史的弱点がここに示されている。フランス革命の場合、かのジャコバン急進主義者のロベスピエールでさえ、君主制廃止を主張するのは、サン・キュロットが1792年8月10日革命で国王を逮捕し君主制廃止の既成事実を作つて

以後のことであったという歴史的事実や、しかも革命議会でルイ16世の処刑が僅差でのみ決定された事実、等を参照するとき、いかに君主制問題が政治的に困難な問題を抱えているかが理解されよう¹⁴⁾。

もとより今日、戦前のごとき絶対主義天皇制が復活する余地はありえない。なぜなら、戦前これを支えた半封建的土地所有が消滅したからである。だが、人民統治に当たって、君主制は統治者にとって極めて好都合な制度である。君主制は、あたかもあらゆる階級的利害を超越した、国民の総利害を代表しうるがごとき姿を纏い、一切の理性的批判を排して、人民を権力に服せしめるシンボルとなりうるからである。同時に。君主制という不可侵の聖域を設け、国民を畏怖させる装置として、君主制は重要な統治機能を果たす。中世にあっては身分制君主制、絶対主義的君主としても、近代にあってはボナパルト的君主としてもブルジョア君主制としても、柔軟に対応できる統治形態である。したがって、支配階級は常に自らの支配に適した君主制を採用する。ただ、支配階級も天皇制の正当化の理論には苦慮しているようだ。現行のように天皇の地位が主権の存する国民の総意による、というのではあまりに国民主権の臭いが強いし、かといって、王権神授説をいまさら蒸し返すわけにもいかない。そこで、自民党などが主張している天皇制の論拠は、日本固有の「国柄」である。しかし、説明不能なこの情緒的概念に天皇制の根拠を求めざるを得ないところに、自民党の理論的弱点も窺える。

現代の日本の政治的土壤は天皇制存続を極めて容易にしている。国民世論も圧倒的多数が象徴天皇制支持であるし、天皇制を否定する有力な政党は皆無となったからである。戦前、天皇制打倒を掲げた唯一の政党であった日本共産党は、その故に大弾圧を受けた。同じマルクス主義者を名乗りながら、ブルジョアジーを主敵とする労農派と共産党=講座派に対する弾圧では、明らかに温度差があった。それは結局、天皇制打倒を掲げたか否かの差に帰着する。しかし、この党も今では天皇制廃止を掲げないことを標榜するに至っている。

7. 平和主義

憲法改正論者の眼目が第9条の改正にあることは、周知の事実である。自民・公明・民社の各党は、それぞれ表現を変えながらも、海外派兵と集団的自衛権の行使のためには、現行の解釈改憲では既に限界にきており、条文改正もしくは条文付加を不可避としている。橋本内閣が1996年、新日米安保宣言において対米有事協力を表明することによって、刑法上の正当防衛概念を範にした、それまでの自衛隊正当化論は破綻した。1999年の周辺事態法を皮切りに武力攻撃事態法など有事立法が相次ぎ、法律上は、海外派兵の準備は整った。残るのは集団自衛権であるが、これまで歴代政府がこれを違憲だと主張してきた以上、憲法を改正しな

いかぎりおおっぴらには実現しえない。したがって、今日の第9条改正の動向は、これまでの積み重ねられてきた既成事実を憲法上も承認せよ、と迫っていることを意味するのである。

戦争放棄は人類の長い夢であった。国際法の父と呼ばれたグロチュースが17世紀、30年戦争の惨禍を目の当たりにして、まず排除しようとしたのが、侵略戦争であり、自衛戦争のみを正義の戦争とした¹⁵⁾。カントは18世紀、永遠平和の諸条件を検討し、国際連盟の結成を提唱した¹⁶⁾。だが、20世紀に至って、第一次世界大戦が生じ、近代的な兵器が互いに殺戮の限りを尽くした。第一次世界大戦の惨禍を経験して諸国民は、人民の名において「不戦条約」を結び(1928年)、国家手段としての戦争を放棄し国際紛争の平和的解決を約した。しかし、第二次世界大戦の勃発を防ぎ得なかった。

日本国憲法の特徴は、周知の通り、単に戦争放棄を宣言したのみならず、戦力の不保持と交戦権の禁止を定めた点にある。この点が、世界史上最初のことであった。このような徹底した戦争放棄は、天皇制の存置と交換条件であったこともよく知られている。連合国諸国に対して、天皇制ファシズムの頂点に立ち、戦争最高責任者としての天皇と天皇制の存続を承認させるためには、日本が再び軍国主義国に復帰しない担保が必要であり、この担保として徹底した日本の非武装化が必要であった。これはまた、帝国主義ライヴァルとしての日本の弱体化政策を遂行するアメリカにとっても利益であった。アメリカの日本非武装化政策が、アメリカのご都合主義に基づくものであったことは、冷戦下で朝鮮戦争が勃発するや、アメリカは日本を反共の砦とする戦略に変更し、日本に再軍備を強制したことからも明らかであった。

一方、アメリカのご都合主義とは別に、日本国民のほとんどは第9条を心より歓迎した。日本国民が近代史上初めて戦争の大規模で悲惨な体験に見舞われたからである。明治維新以来、すべての戦争は侵略戦争であり、戦場は外国であり、死傷するのは日本兵士はもちろんであるが、多くは中国人でありロシア人であり東南アジア諸国民であった。しかし、アジア・太平洋戦争の末期になって初めて、日本国民は、沖縄の地上戦、本土全土にわたる空襲、満州の地上戦、そして原爆の惨禍を味わい、戦争の恐ろしさを肌身にしみて知ったのである。

敗戦から60年、人々は日本人が蒙った惨禍も日本人が与えたこれに数倍する外国人に与えた惨禍もまるで忘れたごとく、いま再び戦争国家への道を歩もうとしている。しかも、政府は自衛隊の任務を日本防衛には限定せず、国際貢献という名のもとにこれを行おうとしているのだ。むしろ今日では、後者に力点が置かれている。日本政府はアメリカ政府に追随して、テロを軍事力で封じ込めると主張しているが、それは逆効果しか生まない。アメリカ軍がイラクに侵攻して、テロは収まったであろうか。

憲法第9条改正論者は現行規定がユートピアだとして、これを批判する。しかし、本当に

日本はいずれかの国家に侵略される恐れがあるのだろうか。本格的な上陸侵攻作戦は、防衛庁すらも予測していないのである。「近い将来、わが国に対する大掛かりな準備を行う着上陸侵攻の可能性は低い」（防衛庁『防衛白書』平成15年度版、p.302）のである。冷戦時代においてさえ、ソ連には日本に本格的な上陸作戦を行い得る海軍力はなかった。喧伝されている朝鮮民主主義人民共和国のミサイル攻撃にしても、アメリカが同国に軍事攻撃を加えて初めて生じることであり、この逆ではありえない。「もし、あるとすれば朝鮮共和国がアメリカ、韓国との全面戦争の一環として、日本にミサイルを撃ち込む可能性である。だが、果たして、そのような全面戦争を朝鮮共和国側から起こすことができるであろうか」（拙稿、[2004]、「歴史的転換点に立つ安全保障政策（講義要綱）」、『大阪産業大学・人文科学編・114号、p.98）。

朝鮮共和国は1953年以来、一度たりとも DMZ（38度線沿いの停戦ライン）を突破する能力は持ったことはない（小川和久、[1996.12.3]、『エコノミスト』参照）。

現在の国際情勢において、ロシア・朝鮮共和国との平和条約を結び、日・米・韓・朝・中・露の諸国間において、集団的な安全保障条約を結ぶならば日本の非武装もユートピアではない。しかし、日米両国政府が行っていることは、朝鮮共和国の脅威を口実とした戦争準備政策である。

憲法が発布されてまだ日本国民が理想主義に燃えていた頃、文部省が子供たちに次のように教えていたことを想起するのも無駄ではない。「これからさき日本は、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力放棄といいます。「放棄」とは「すべててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、他の国よりさきがけて行ったのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありません。／もう一つは、よその国と争いごとが起ったとき、決して戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそくだんして、決まりをつけようというのです。なぜならば、戦をしかけることは、けっきょく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また戦争までゆかずとも、國の力で、相手をおどすようなことは、一切しないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくるようになれば、日本の国は、かえってさかえてゆけるのです」（文部省『あたらしい憲法のはなし』1947年、日本平和委員会復刻版、1972年、pp.17-20）。

8. 基本的人権

（1）自然権

日本国憲法は、大日本帝国憲法における臣民の権利を基本的人権に変えた。臣民の権利が

天皇の赤子たる臣民に賜った権利、いつでも法律の名によって召し上げられるべき権利であったのとは異なって、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」として保障された。何ゆえに、このように規定できるのか。

基本的人権思想の源流は自然権論（right of nature, natural right）に遡る。自然権論の創始者はホップズである。彼は、人間は生まれながらにして、平等に自然権を持つと主張した。ここにいう自然 nature とは、人間本性 human nature にはかならない。つまり、人間はその本性としての権利を持つ、というのである。彼は、ただ人間として生まれた、という単にそれだけの理由で諸個人は、その生存のためにはいかなることをもなしうる権利を有することを証明不要の自明の前提としたのである。しかし、この自然権を野放しにしていると、つまり自然状態では当然に諸個人が自らの生存を求めて戦争状態になるので、自然法の命ずるところに従って、諸個人が契約を結び、一切の自然権を主権者に譲渡し、これによって社会=国家を形成し秩序ある平和状態を得るとするのである¹⁷⁾

ホップズのこの理論は封建時代にあっては画期的主張であった。封建時代の諸権利は、身分別に臣民の権利義務が定められており、万人平等な生来の権利は存在しなかったからである。それまでの封建的、伝統的思想では、これらの臣民の権利は、「マグナ・カルタ」や「権利章典」に典型的に示されているように、封建契約によって、つまり臣民が君主に忠誠を誓う代償として、君主が臣民に対して保障した権利だったのである。

ホップズの言う自然法概念もまた、新概念であった。封建時代には、神が定めた位階的な意味での自然法概念（永久法=神法、自然法=人間理性が神法を解釈したもの、人定法=自然法に基づいて人間が制定した法）は存在したが、ホップズの自然法は神の秩序ではなく、人間理性が命ずる法であった。

このようにして成立した権力は、世俗問題に関する限りローマ教皇の干渉も受けず、自然法にも慣習法にも拘束されず、また群雄割拠する封建貴族階級にも優越する絶対的権力であった。ボダンの主権論を近代的に理論化したこの主権論は、古い封建世界を叩き潰し、新しい資本主義世界を形成する理論的武器となつたのである¹⁸⁾。この後、自然権論も自然法論も時代と国家の実情に併せて様々なバリエーションを経験するが、その原型はここにある。

自然権思想が近代的な成文憲法、権利宣言としての形を現すのはアメリカ独立宣言においてである。しかし、そこにはいささかの曖昧さが残されていた。アメリカ独立宣言（1776年）は、人間は、「自然の法（law of nature）と自然の神の法（nature's God）」によって与えられた自立平等の地位、という文言や「造物主（Creator）」によって付与された一定の奪いがた権利、という思想には、まだきっぱりと神から縁の切れていない、起草者であるプランターやブルジョアジーのピューリタン的保守思想が反映されている。一方、急進派が優位した

ヴァージニアでの権利宣言（1776年）は、人間の権利の正当性について「一定の生来の権利を有する」とのみ宣言し、そこには造物主も神の言葉もまったくなかったのである（高木八尺・末延三次・宮沢俊義編、[1957]、『人権宣言集』、岩波文庫、pp.108-114）。「フランス人権宣言」（1789年）では周知のとおり、人間は自由かつ権利において平等なものとして生まれた、と一切の曖昧さも残さず宣言した。

日本国憲法の場合、基本的人権は永久不可侵の権利として定められたが、しかし、その享有は日本国民に限って保障されている。一方、自然法は一切の国籍を問わず、人間として生まれた限りは保障されるべき権利である。したがって、日本国憲法が保障する基本的人権には、自然権の本来の意味に解釈しなおされるべき問題がのこされている。

近代的自然権論・自然法論の生成・発展は、近代的ブルジョアジーのそれと軌をいつにしている。一言でいえば、「私有所有の自由」を求めたところに発生した。つまり、封建社会の胎内で発生した資本主義は、その自由な発展のために、生産・売買の自由、住居移転の自由、職業選択の自由、これらを法的に表現すれば契約の自由、さらにこれらの権利を言論・出版の自由などに拡張して、資本主義にとって桎梏となるあらゆる封建的制約の廃止を主張したのである¹⁹⁾。だから所有と自由は同義であった。先に紹介したロックが、所有の中身を、自由、生命、財産と解したことにもよく示されている。19世紀においてもイエーリングが労働価値説に基づいて、所有権（Eigentum）を人格の本質的存在条件（eine wesentliche Lebensbedingung meiner Person）あるいは所有権を物的に拡大された人格の外縁（die sachlich erweiterte Peripherie meiner Person）と規定したのである²⁰⁾。ブルジョアにとっては、財産こそが人格であり、その自由な行使が自由の本質だったのであることが、ここでも確認できる。

この問題に鋭い哲学的分析のメスを加えたのが、マルクスであった。彼はフランス人権宣言の矛盾を暴いた。フランス人権宣言は正確には、Déclaration des droits de l'homme et du citoyen（人間と公民の諸権利）という。では、公民の権利から区別された人間の権利とは何か、マルクスはこれについて問う²¹⁾。以下は、彼の主張の要点である。フランス1793年憲法（ジャコバン憲法）が規定する所有権が、個人的自由権の本質をつくものである。それに次のように規定する。まず保護されるべき人権とは「平等・自由・安全・所有権」とし、「所有権は、すべての市民が任意にその財産、その所有、その労働および労務の成果を収益し、および処分する権利である」であるとすれば、私的所有の人権は、任意に、他人にかまわずに、社会から独立に、その資力を収益したり処分したりする権利、つまり利己の権利である。これが市民社会の基礎となっている。平等とは自由の平等であり、安全は各員の安全と所有権の安全に他ならないと結論する。これによって、人権の中身が実は私的所有権の自由であ

ることが明白となった。

人権概念が実はブルジョアジーの権利宣言に他ならないのにもかかわらず、なぜ人権宣言が人類的普遍性を持つと主張されてきたのであろうか。ブルジョアジーは、歴史的にはひとつの階級に過ぎない。それにも拘わらず、なぜブルジョアジーは、人類普遍の原理ともみえるべき利害を掲げ得たのであろうか。これについては、マルクスがまた的確な答えを与えていた。少し長いが引用しておこう。「自分より前に支配していた階級にかわって現れる新しい階級は、既に自分の利害を貫くためにも、みな自分の利害を社会のあらゆる成員の共通利害として掲げずにはいられない。すなわち観念的にいいあらわせば、自分の思想に一般性の形態を与え、それを唯一の合理的かつ一般通用的な思想として掲げずにはいられない。革命的な階級は、既にひとつの階級に対立するということからも、階級としてではなく全社会の代表として最初から登場する。それは唯一の支配階級に対して社会の大衆として現れる」(Marx,K., [1846], *Die Deutsche Ideologie*, 古在由重訳, 『ドイツ・イデオロギー』, 岩波文庫, 1978年, p.68)。つまり、ここに表現された諸権利は、単に第三身分つまりブルジョアジーの権利のみを表現したものではなく、被抑圧階級たる第四身分の享受すべき諸権利をも表現したものであった。いわば、「フランス人権宣言」はあらゆる、被抑圧階級の解放を約束する普遍的な宣言としてたち現れたのである。アベ・シエイエスが「第三身分とは何か・・・すべてである」と述べたのは、この意味である²²⁾。

しかし、フランス革命の場合、ブルジョアジーが歴史の一瞬の間、人類を代表したかに見えたのは、まだ、ブルジョアジーの利害が、第四身分や農民の利害と正面から対立しない間のことだけのことであった。ブルジョアジーが支配階級に登るや、第1節で指摘したごとく、封建制と戦うための武器がブルジョアジーに刃向う武器に転化する。したがって、被抑圧階級が存在する限り、人権はその歴史的・階級的出自にかかわらず、普遍的権利と言えるのである。

(2) 精神的自由権

思想信条の自由、信教の自由など、精神的自由は宗教的寛容を求める長い闘いの中で確立していく。フランス16世紀末、カソリック連盟派貴族と新教ユグノー派貴族との、激しい宗教戦争が生じた。しかし、宗教戦争の中でお互いが滅亡しないため、地上の平和を回復する強力な中央集権国家の樹立を求め、信教の違いによって政治的差別をしてはならない、という宗教寛容論がカソリック派のポリティーク派内から生まれた。結局、宗教戦争はユグノー派の勝利に帰し、アンリーIV世がローマ・カソリックに改宗し国王に即位すると同時に、ナント勅令(1598年)を発し、宗教的自由を認めた。しかし、ルイ14世が1685年、ナント勅

令を廃止し、フランスは再びカソリック專制の時代に戻る。フランスではカソリック教会が思想的警察の役割を演じた。フランスの市民階級＝ブルジョアジーは、どのような宗教を信じようと自由であるという要求から、どのような思想信条を抱いこうと自由である、という要求に発展させた。このような考え方はフランス啓蒙思想に代表され、宗教的寛容を求める闘いは精神的自由の闘いの中心的役割を果たし、その成果は「フランス人権宣言」（第10条）に結実した。

宗教的自由が歴史上、比較的早い時期から実現したのが、市民＝商人の国家・オランダである。カソリック大国＝スペインに対するゴイセン＝オランダ・カルヴァン派＝市民派の独立戦争の勝利によって、オランダがいち早く宗教的自由の権利を獲得した。この勝利を国際的に承認したのが、ヨーロッパ各国を巻き込んだ宗教戦争＝30年戦争の結果成立した、ウエトファリアー条約（1648年）であった。同条約は、オランダのみならず、広くヨーロッパの宗教的自由を約束した。

プロテスタンティズムの発生は、プロテスタンティズムが資本主義的発展を促したというマックスウェーバーの主張とは全く逆に、歴史のブルジョア的発展の所産であった。したがって、宗教戦争自体、資本主義発展の所産であり、宗教的寛容も同様であったといえる。

（3）法の下の平等

自由と平等は、ブルジョア革命の基本的な旗印である。平等の要求は、特權階級・封建階級の権力独占に対する非特權階級・市民階級の闘いのスローガンであった。特權廃止、身分差別反対、これである。

資本主義は本来、平等を要求する。1ポンドを持って買い物にきた乞食と1ポンドを持って買い物に来た王侯貴族とは、商人にとっては経済的には同じ価値しか持たない。この意味で貨幣は平等である。もとより、この平等は流通の側面しか反映したものでしかない。生産においては、資本家階級と労働者階級とは平等ではありえなかった。したがって、ここにいう平等とは、あくまでも形式的な平等である。

ブルジョア的平等は法の下における平等に限定された。しかも、フランス人権宣言が典型的に表現しているように *homme*（人間＝男）の権利であって、*femme*（女）の権利ではなかった²³⁾。植民地諸国の人民にも平等の権利はなかった。このような形式的権利ですら、全面的に承認されるようになるのは、2世紀にわたる長い闘いが必要であり、たとえば、フランスでは、女性参政権が成立するのは第2次世界大戦のことであった。

平等の要求は、必ずしも自由の要求と両立するものではなかった。これは早くも、イギリス革命やフランス革命の中で露呈し始めた。

イギリス第一革命では、平等の権利は、社会的、経済的平等に拡大すべきとの要求へと高まった。独立派＝ブルジョア地主階級の権力独占に対して、庶民派＝レヴェラーズ（Levellers）が法的平等を要求したが（「人民協約」），このレヴェラーズの要求を更に徹底させ私有財産廃止に基づく、経済的・社会的平等を要求したのが、眞の平等派（true Levellers）を名のるDiggersであった。フランス革命にあっては、バブーフが、特權階級（王、貴族、僧侶）と非特權階級（ブルジョアジー、農民、庶民階級）との闘いから、所有と非所有との闘いまで革命を深化させなければならないと主張し、一種の共産主義・人民独裁革命を企てた。パリ・コミューンやロシア社会主義革命はこの延長上にあるといえる²⁴⁾。

上層ブルジョアジーと自由主義貴族が優位のもとに制定された「フランス人権宣言」では、自由権が平等権に先行したが、中小ブルジョア権力であるジャコバン憲法では、平等権が自由権に先行する変化を受けた。

19世紀に入ると、自由と平等の対立はより顕在化する。社会主義と自由主義との継承問題をめぐるカウツキー（K. Kautsky）とベルンシュタイン（E. Bernstein）との論争の中にそれが端的にあらわれた。ベルンシュタインが社会主義の自由主義化、つまりブルジョア化を合理化するために、社会主義を「組織された自由主義」と定義したことに対し、まだマルクス主義者であった頃のカウツキーは、「自由主義の要求する根本的権利は、消費資料のみならず、生産手段についても私有財産の制限されない権利」²⁵⁾と反論し、自由主義の要求する自由の意味を明らかにした。自由の要求ではなく、平等の要求が社会主義に継承されるのである。

（4）生存権

生存権の規程は、一般的には、ワイマール憲法に始まる社会的権利とされている。同憲法は、ドイツ社会主義革命の敗北を代償として成立した。社会民主党権力は、血なまぐさくスバルタタカス団を葬ったが、人民の革命的雰囲気までをも消滅させることはできなかったのである。

生存権と教育権の思想の淵源は、しかし、フランス革命期のジャコバン憲法の人権宣言の中に見ることができる。第21条は政府による貧民の救済、労働の保障、等を定め、第22条は政府に対して教育の義務を課している（上掲『人権宣言集』，pp.145-146）。これらは、中小ブルジョアジーに立脚し、都市サン・キュロットや農民と同盟したジャコバン政権に相応しい規定であった。

20世紀後半に入ると、社会保障をいかに実現するのか、という問題が政治的中心問題にのし上がってきた。資本主義政府としても、国内の階級闘争の圧力を受け、国際的には社会

主義との闘争もあり、ある一定の社会保障を行うことを余儀なくされたのである。しかし、ソ連社会主義が崩壊した現在、資本主義政府はおおっぴらに社会保障を切り縮める過程に入った。もはや、社会主義からの挑戦を寸毫も気にする必要性がなくなったからである。

9. 議会主義

日本国憲法は、国会を国権の最高機関と位置づけている。大日本帝国憲法が議会を天皇の協賛機関と位置づけたのとは根本的に異なっている。しかし、20世紀の議会がもはや国権の最高機関ではなく、いずれの国においても行政が優位し、立法国家から行政国家に変容していることには疑いをさしはさむ余地はない。

議会は18世紀、ブルジョア独裁の機関であった。イギリスの Parliament の概念には最初、King, Assembly, Cabinet も含まれ、イギリス議会は、男を女にする以外、いかなることにもなしうると称され、主権はまさに議会に存した。

しかし、19世紀にはいり、労働階級が資本家階級に対抗する政治勢力として登場してくるや、事情は根本的に変化した。参政権から排除されていた労働者階級は、社会的平等を求めて、闘争を開始した。イギリスではラッダイト運動からチャーティスト運動に進み、フランスでは1830年7月革命、48年2月革命が生じ、48年6月暴動では資本家階級と労働者階級が歴史上初めてバリケードをはさんで対峙した。同時に社会主義思想が労働者階級を捉えはじめた。ブルジョアジー支配が足下から揺るがせられ始めたのである。このような資本化階級の支配の危機に直面したトクヴィルは、政治権力が社会主義革命によって労働者階級に奪取されるよりは、労働者階級に1票を与える譲歩を行うことによって、危機を回避すべきことを主張した。労働者に対するこのような譲歩はもちろん、1票を足がかりとして労働者階級が権力を奪取する危険性もある。したがって、トクヴィルは、労働者階級を政治的に穩健化する社会的培養基（地方自治、キリスト教、法曹、私有財産、等）を整備することで、このような危険性を克服しうることを主張した²⁶⁾。このような理論は、労働者階級に1票を与える意味で間接的な民主主義といえるし、同時に人民大衆に対抗してブルジョアジーの支配の自由の確保を目的としているという意味で自由主義である。したがって、トクヴィルの主張を自由主義的民主主義、自由民主主義的議会主義、と名づけることができるるのである。この思想に共鳴し、更に、議会に進出した労働者階級に国政を左右されないためには、統治の専門性を口実として権力を議会から行政に移行させることを主張したのが、J.S.ミルであった²⁷⁾。この主張はまさしく、20世紀の行政国家論の先取りであった。

歴史的事実からしても、議会から実質的な権力は行政部に移行し、議会 parliament は原義のとおり、おしゃべり（parler）の機関と化した。もとより、議会が無意味となつたわけ

ではなく、労働者階級がそれを政治的演壇として、また権力へ接近する機関として利用する役割は残されている。

10. 議院内閣制と権力分立制

日本国憲法は議院内閣制をとっている。これに対して、保守層の一部から大統領制的な政府をめざす首相公選論が主張されているが、これは彼ら自身の天皇主義とまったく背馳するものである。国民による直接選挙による首相が選出されれば、そこには元首的な権威が生じ、たとえ象徴天皇制であっても、公選首相と天皇制は両立し難いからである。また、自民党内で参院無用論が提唱され、同じ自民党参議院議員からの強い異論も提出されている。では、議院内閣制と権力分立制とは何か。

議院内閣制はイギリスの Parliamentarism から発生したもので、それは、立法、司法、行政の三権が混在した制度であった。上述のように王も議会の機関であり、内閣 (cabinet) は議会の委員会であったのが次第に行政専門機関になり、王は18世紀からは内閣に出席しなくなり君臨すれども統治せずの慣習が形成された。立法は上院・下院が行ったが、最高裁判所は貴族院に属しこの意味では司法と立法は同一機関が担った。したがって、イギリスの国家制度は権力分立ではなく、権力融合であった。しかし、モンテスキューが『法の精神』において、あたかも彼の権力分立論をイギリス議会制をモデルにして考案したかのように述べたので、それ以後、イギリス議会制は誤って権力分立主義と理解されてきた。これについては、バジョットが鋭く批判したところである²⁸⁾。

「フランス人権宣言」が権利の保障と権力の分立が規定されない社会は憲法を持たない（第16条）と宣言して以来、権力分立論が近代国家の原則とされてきた。では、モンテスキューが提唱した権力分立論の特徴は何か。彼は、人民の権力と人民の自由の混同を戒めるところから出発する。つまり、人民の権力＝アテナイ民主主義にあっては、人民の自由は存在しなかった、と彼は考えた。彼にあっては、人民であれ国王であれいずれにしても権力の集中は専制だからである。したがって、アテナイ民主主義は人民の専制となる。権力の分立は単に三権の間の分立に止まらず、立法権においても上下院に分けられた。このように徹底した分立論は、主権は分割されないとして人民に立法権を集中することを提唱したルソーと根本的に対立するところである。モンテスキューは、権力を分散させ、権力間のチェック・アンド・バランスの中に人民の自由を見出した。しかし、モンテスキューの権力分立論を詳細に検討すれば、それは国王権力に過度のウエイトが置かれている。国王は軍事権を含む執行権をもち、立法権に対して拒否権を持つが、立法権は執行権を掣肘しうる権限は無く、能動的権限の無い司法権は、彼の言葉を借りればある意味ではゼロである。立法権は二分化され、

ブルジョアジー代表の下院に対抗する立法権力として貴族の上院が設定された。同時に、人民は単に代表を選ぶ権利を認められるに過ぎず、しかも有権者からは下賤の者は除く、とされた。

以上のような、権力分立論が意味するところは、封建社会を前提とした上で、それぞれの団体としての伝統的な封建的権利を保障し、人民のうち権利を保障されるのは有産者のみとすることにあった。いってみれば、権力分立論は、イギリス議会主義に範を借りたと称して、貴族団と市民団が絶対主義王政が成立以前に有していた封建的特権に近代的な衣を着せて、それらを蘇らせ、絶対主義王政に一定の制限を加えようとする理論であった²⁹⁾。これは、絶対主義王政下では、貴族と上層市民団の権利を保障する理論となりえたが、他方では、絶対主義王政以外の国家では、人民の権力を極端に切り縮める理論と化す、いわば両刃の剣であった。

歴史上もこのことは実証されうる。フランス革命期にあっては、国王権力との妥協の上に第四身分を切り捨てたフイアン憲法（1791年）は、三権分立制（ただし一院制）を採用し、市民を能動的市民と受動的市民に分け、財産別制限選挙制をとった。いわばこれに対抗する形で制定されたジャコバン憲法（1793年）はルソーの人民主権論に立脚して、権力分立制を排除し男子普通選挙制を採用した。

アメリカにおいて、急進派が保守派の反対を押し切って成立させたヴァージニア権利宣言は（1776年）、人民主権論を明示し議会優位の国家機構を定めた。これを厳しく批判したのがヴァージニア出身のプランター、T. ジェファソンである。彼はヴァージニア議会を「人民に選ばれた専制」とし、これに対置したのが二院制に基づく権力分立論であった³⁰⁾。

アメリカ憲法（1787年）は典型的な権力分立主義を採用した。憲法成立の直接のきっかけはジェイズの農民反乱（1786年）であった³¹⁾。それは、当時のブルジョアジーの目には無政府主義、共産主義の反乱であり、このような人民の反乱を押さえ込むためには中央集権的連邦政府と常備軍が必要であり、これを規定する憲法が不可欠となった。保守的ブルジョアジーを代表するフェデラリストたちは、ヴァージニア権利宣言を批判したジェファソンの見解を支持し、国家秩序を維持するためには、強力でしかも人民代表部たる議会に掣肘されざる大統領制を樹立するため、権力分立を主張した³²⁾。まさに権力分立制こそ人民の暴政（popular tyranny）に対する防壁だったのである（第2代大統領 J. Adams）。

大日本帝国憲法はモンテスキューの保守的な部分を見事に取り入れた。議会を二分し、衆議院に貴族院を対抗させ、参政権も普通選挙法が成立するまでは（1925年）、直接国税の納付額にもとづく制限選挙であった。

以上のような議会主義と権力分立論に対して、アンチテーゼとして歴史上に登場したのが

パリ・コミューン（1871年）である。それは、初めての労働者独裁国家、社会主义国家の成立であり、「おしゃべりの機関としての議会の廃止と、執行部と立法部をかねた行動団体」³³⁾として新しい国家であった。

結語

数年前、沖縄県読谷村を訪れた。そこでは、日本国憲法が行政の根本規範として位置づけられ、住民にあまねく憲法の意義が教育されていた。同時に、日本国憲法は米軍や防衛庁の専横と闘うための極めて有利な武器とされていた。文字通り日本国憲法が生活の闘いの場で、血肉とされているとの実感を覚えた。

戦後、日本国民は日本国憲法によって、多くの権利を享受し続けてきた。それにもかかわらず、憲法が必ずしも日本国民自身の闘いによって勝ち取られてきたものでないだけに、ややもすれば国民の多くは憲法の持つ歴史的な意義を軽視しがちである。すべて存在するものは完全なものがあろうはずもないが、角を矯めて牛を殺すような愚は絶対に避けねばならない。むしろ、現在の国民的課題は、自由民主主義憲法としての日本国憲法の世界史的意義を再確認し、これを如何に実現すべきか、ということにある。

明治維新から第二次大戦に至るまでの日本帝国主義が犯した他国民に対する国家的歴史的罪科を問うことを、一部保守論者たちは自虐的史觀と非難している。だが、かれらは、保守党政府と保守党多数派国会が採択した日本国憲法を、押し付け憲法として非難しているが、これこそ「自虐的史觀」ではなかろうか。

本稿が、日本国憲法の再評価のほんの一助ともなれば望外の幸せである。紙幅の都合で、地方自治や違憲立法審査権、等の問題には言及できなかった。他日を期したい。

(2005. 2. 26)

簡単な文献紹介

- 1) ①渡辺治, [1987], 『日本国憲法「改正」史』, 日本評論社。②渡辺治 [2002] 『憲法改正の争点一資料で読む改憲論の歴史』, 旬報社。①②は、日本国憲法「改正」史、あるいは「改悪」史についての最も詳細な労作である。
- 2) ①古関彰一, [1989] 『新憲法の誕生』, 中央公論社。②鈴木昭典, [1995] 『日本国憲法を生んだ密室の九日間』, 創元社。③竹前栄治・岡部史信, [2000], 『第1巻 憲法制定史』, 小学館。①は本格的な学術書。②はテレビ・ドキュメンタリーの取材が基礎になったもので読みやすい。③は文庫本であるが、資料が豊富で読みやすい。
- 3) Rousseau, J. J., [1762] *Du contrat social*, (桑原武夫、前川貞次郎訳, 『社会契約論』, 岩波文庫, 1954年。) 同書の一節に次のようにある。「強い者でも、自分の力を権利に、服従を義務にかえないかぎり、常に主人でありつづけるほど強いものではありえない」。

- 4) Marx, K., [1852] *Der 18. Brumaire des Louis Bonaparte*, (伊藤新一, 北条元一訳, 『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』, 岩波文庫, 1954年)。19世紀フランス政治を活写したもので, ボナパルティズムとプロレタリア独裁を論ずる。
- 5) ①松本昌悦編, [1988] 『原典・日本憲法資料集』, 創成社。②杉原康雄, [1994], 『資料で読む日本国憲法(上)』, 岩波同時代ライブラリー。①は大日本帝国憲法制定資料以来の膨大な資料集。②は文庫本で読みやすい。上掲(1)の③竹前にも資料は豊富にある。
- 6) J. Bodin, [1576], *Les Six Lievre de Republique*. 全訳はない。ボダンの国家論は家父長主義に基づき, 主権といえども神法, 自然法, サリカ法, 私有財産権, 等に制約されていた。この点を, さらに絶対的な権力と仕上げたのが, ホップズである。清末尊大, [1990], 『ジャン・ボダンと危機の時代のフランス』, 木鐸社, 参照。
- 7) 上掲, (3) 参照。
- 8) ①杉原康雄, [1971], 『国民主権の研究』, 岩波書店。②杉原康雄, [1976], 『人民主権の史的展開』, 岩波書店。③浦田一朗, [1987], 『シエースの憲法思想』, 効草書房。
①は国民主権論と人民主権論との対立を説き, 国民主権論の代表的論者との一人としてシエイエスの言説を検討している。②は人民主権論の思想史的研究である。③は日本では数少ないシエイエス研究の代表作のひとつである。
- 9) ①Burk, E., [1790], *Reflection on the revolution in France*, (水田洋訳『フランス革命についての省察』, 中央公論新社, 1980年。) ②Burk, E., [1774], *Speeches at Bristol 3 Nov. 1774*。(中野好之訳『ristol演説』, みすず書房, 1973年。) ①, ②とも保守的自由主義の古典。岸本広司, [1989], 『バークの政治思想の形成』, 御茶ノ水書房。
- 10) J. Locke, [1690], *Two Treatises of Government*, (鵜飼信成訳『市民政府論』, 岩波文庫, 1968年。) 訳出された部分は, ロックの『統治二論』のうち, 第二部である。
第二部はサ・ーロバート・フィルマーの王権神授説批判であるが, 翻訳は未見。
- 11) 今谷明, [1993], 『武家と天皇—王権をめぐる相剋』, 岩波新書。本書は承久の変から秀吉, 家康まで, なぜ武家が天皇権力を篡奪し得なかったか, あるいはその意思がなかったかを論証している。
- 12) 多木浩二, [1988], 『天皇の肖像』, 岩波新書。本書は, 映像がいかに政治的役割を果たすかについて見事に論じている。
- 13) 拙稿, [1989], 「近代日本国家権力の生成と展開・試論(1)」, 『大阪産業大学論集・社会科学編』, 第76号, pp.35-53。現在, 論壇や学会では, 講座派・労農派論争は遠い過去の遺物のごとく取り扱われているが, 筆者は未だにこの論争の現代性を疑わない。
- 14) 拙著, [1978], 『フランスにおける革命思想』, 晃洋書房。本書は, 18-19世紀のフランスにおける独裁思想と社会主義思想を扱う。
- 15) Grotius, H., [1667], *De Jure Belli ac Pacis*, (一叉正雄訳, 『戦争と平和の法』, 巍松堂, 1950-51)。本格的な研究書として, 大沼保昭編, [1987], 『戦争と平和の法』, 東信堂。これによれば, 一叉訳は信頼性が低いとある。
- 16) Kant, E., [1795], *Zum Ewigen Frieden*, (宇都宮芳明訳『永遠平和のために』, 岩波文庫, 1985年)。本書は, 平和のためにヨーロッパにおける国家連合を提唱する。
- 17) Hobbes, T., [1651], *Leviathan*, (水田洋訳, 『リヴァイアサン(国家論)』, 河出書房, 1966年)。本書は自然権論, 自然法論, 主権論の古典。
- 18) Borkenau, F., [1932], *Der Übergang von feudalen zum bürgerlichen Weltbild*

(水田洋他訳,『封建的世界像から市民的世界像へ』,みすず書房,1965年)。封建的生産様式が如何にして資本主義的生産様式に生成発展したのか,この論理を経済的学的に解明したのがマルクスであるとすれば,本書は,思想の世界でこの転換がいかになされたかを解明しようとした労作である。

- 19) Laski, H. J., [1936], *The Rise of European Liberalism*, Unein Books. 本書は,自由主義を生み出したものは中世末期の新経済社会が出現であり,この社会の必要性によって,それはひとつのドクトリンとして形成されていったとして,宗教改革とルネサンスから筆を起こし,19世紀を自由主義の勝利の時代として描く労作である。
- 20) Jhering, V. R., [1872], *Der Kampf ums Recht*, (日沖憲郎訳,『権利のための闘争』,岩波文庫,1931年。) 本書は「法の目的は平和であり,これを達する手段は闘争である」という有名な冒頭の一文から始まるが,ブルジョアジーにとって財産権への侵害は人格へ侵害と同義語であるゆえ,財産権に対する侵害と闘うことなしには人格は守れないと主張したのである。
- 21) Marx, K., [1843], *Zur Judenfrage*, (城塚登訳,『ユダヤ人問題によせて』,岩波文庫,1974年)。本書は,ユダヤ人解放の条件を解明し,ユダヤ人問題の本質を資本主義社会に求め,政治的解放(フランス人権宣言)にとどまらず人間的解放をまって初めてユダヤ人問題も解決すると主張した。この中で自由権こそ財産権に他ならないことを喝破した。
- 22) Sieyès , A., [1789], *Qu'est-ce que le Tiers Etat?* (大岩誠訳,『第三階級とは何か』,岩波文庫,1950年。) シエイエスは,フランス革命勃発直前の時期に,第三身分,つまりブルジョアジーの果たす世界史的意義を宣言したのである。
- 23) 辻村みよ子, [1992], 『人権の普遍性と歴史性』, 創文社。本書は,主としてフランス革命における人権宣言の研究をつうじて,日本国憲法との関係を論ずる包括的で詳細な研究書である。フランス人権宣言における女性の権利問題については,とくに第二章第三節「人権宣言と女性の権利」を参照。
- 24) バブーフについては,上掲,拙著。レヴェラーズ,ディッガーズについては,①川村大膳, [1962],『人民協約の研究』,弘文堂,②山本隆基, [1986],『レヴェラーズ政治思想の研究』,法律文化社,③友田卓爾, [2001],『レベラー運動の研究』,渓水社,④拙著, [1998]『概説・近代民主主義の思想的系譜』,晃洋書房。
- 25) Kautsky, K., [1899], *Bernstein und des Sozialdemokratische Programm*, (山川均,『マルキシズム修正と駁論』,春秋社,1928)。これは有名なベルンシュタイン・カウツキー論争にかかるもので,ベルンシュタインは社会主義の自由主義化,つまりブルジョア化を主張したことに対して,カウツキーは自由主義と社会主義と峻別し,自由主義の本質を暴露した。しかし,その後,カウツキー自身がプロレタリア独裁に反対し,修正主義の道を歩んだことも周知のとおりである。
- 26) Tocqueville, A., [1835-40], *De la Démocratie en Amérique*, (井伊玄太郎訳,『アメリカの民主主義』,講談社文庫,1971)。本書は自由主義的な民主主義観の代表作である。
- 27) Mill, J. S., [1861], *Consideration on Representative Government*, (山下重一訳,『代議制政体論』,中央公論新社,1979年)。ミルはトクヴィルの『アメリカの民主主義』をいち早くイギリスに紹介し,トクヴィルに対しては政治哲学を変革したとまで賞賛を送っている。
- 28) Bagehot, W., [1867], *The English Constitution*, (小松春雄訳,『イギリス憲政論』,中央公論新社,1980年)。同書はイギリス議会主義に鋭い分析を加えた。同時に,労働者階級にも選挙権が認められたが(1867年選挙法改正),彼はこれをもって「民の声は悪魔の声」と非難し,

ブルジョア自由主義、エリート主義を擁護するかに腐心した。奇しくも、本書が出版された年に、マルクスの『資本論』第1巻が出版されている。

- 29) Montesquieu, [1748], *De l'esprit des lois*, (根岸国孝訳、『法の精神』、河出書房、1966年)。権力分立は高等学校の教科書では、あたかも民主主義制度のように描き出されているが、本来は自由主義の制度であることを確認しておくことが重要である。
- 30) Jefferson,T., [1782], *Notes on Virginia*, (中屋健一訳、『ヴァージニア覚え書』、岩波文庫、1971年。) 彼は、独立宣言起草など中央政治に忙しく、出身地の政治にはあまり関与できなかった。彼は奴隸解放や信教の自由などには尽くしたが、その政治思想としては自由主義を基本とした。彼の憲法思想については、David N. Mayer, [1994], *The Constitutional Thought of Thomas Jefferson*, University Press of Virginia が詳しい。
- 31) 酒井吉栄, [1965], 『アメリカ憲法成立史（1）』, 評論社。
- 32) Hamilton, A., Jay, J., Madison, J., [1787-88], *The Federalist*, (斎藤眞・武則忠見訳、『ザ・フェデラリスト』、福村出版、1991年)。
- 33) Marx, K., [1871], *The Civil War in France*, (木下半治訳、『フランスの内乱』、岩波文庫、1952年)。